

定温管理流通加工食品の流行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○定温管理流通加工食品の流行程についての検査方法（平成21年4月16日農林水産省告示第520号）

（下線部分は改正部分）

新（平成26年4月25日農林水産省告示第618号）	旧
<p>二 定温管理流通加工食品の流行程についての検査</p> <p>流行程についての検査は、流通期間（3か月を超えない期間であって、認定流行程管理者等が定めた一定の期間をいう。）ごとに次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 流行程の管理記録の調査</p> <p><u>ア</u> 加工食品の流通に係る施設の温度及び温度範囲の管理記録の作成及び保管が適正であることを確認する。</p> <p><u>イ</u> <u>アの管理記録により、流通の方法が定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成21年4月16日農林水産省告示第518号）第3条に規定する基準に適合するかどうかを確認する。</u></p> <p>(2) 流通に係る施設についての実地の調査</p> <p>実地の調査を行うことにより、流通に係る施設の管理状況を確認する。なお、当該調査は、次に定めるところにより流行程から抽出した配送経路（製造工場から販売店までの配送の経路をいう。以下同じ。）について行う。</p> <p>ア・イ （略）</p>	<p>二 定温管理流通加工食品の流行程についての検査</p> <p>流行程についての検査は、流通期間（3か月を超えない期間であって、認定流行程管理者等が定めた一定の期間をいう。）ごとに次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 流行程の管理記録の調査</p> <p>加工食品の流通に係る施設の温度の管理記録の作成及び保管が適正であることを確認する。</p> <p>(2) 流通に係る施設についての実地の調査</p> <p><u>定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成21年4月16日農林水産省告示第518号）第6条に規定する温度の測定を行うことにより、流通に係る施設の管理状況を確認する。なお、当該調査は、次に定めるところにより流行程から抽出した配送経路（製造工場から販売店までの配送の経路をいう。以下同じ。）について行う。</u></p> <p>ア・イ （略）</p>